



埼玉県報

第 527 号
令和 6 年(2024 年)
6 月 28 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業支援課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 令和 6 年度職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告(情報システム戦略課)
- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 公文書の開示の実施状況の公表（文書課）
- 旅費制度見直しに伴う旅費システム改修業務に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福

祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 元荒川上流土地改良区の管理規程の認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 車両制限令第3条第1項第2号イに基づく重さ指定道路の指定(道路環境課)
- 埼玉県警察改ざん防止システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 特定計量器定期検査(集合検査)(計量検定所)
- 特定計量器定期検査(指定定期検査機関の巡回検査)(計量検定所)
- 県道藤倉吉田線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 県道藤倉吉田線の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- 県道熊谷寄居線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 県道東武動物公園停車場線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 総A除)024大改第653号大久保浄水場薬品注入機械設備更新工事に関する入札公告(入札課)
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告(水道管理課)
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告(水道管理課)
- 水道用粉末活性炭(ウェット炭)の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 水道用粉末活性炭(ドライ炭)の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 水道用濃硫酸の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告(水道管理課)
- 水道用高機能粉末活性炭(ウェット炭)の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 財政的援助団体等の監査結果の報告(監査第一課)

- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）
- 特定事務監査結果の公表（監査第一課）
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定の告示（審査調整課）

規 則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十五号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則（平成十五年埼玉県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「若しくは三分の一の額」を「三分の一若しくは四分の一の額（百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）」に改める。

様式第一号中「~~（四）~~」を削り、「~~（五）~~」に改める。

「~~（五）~~」を

「~~（三）~~」を

に改める。

様式第三号（一）及び様式第三号（二）中「~~（四）~~」を削る。

様式第四号から様式第七号までの規定中「~~（四）~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二十二条の規定は、令和六年度に係る授業料から適用する。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

428 深谷市道F-413号	深谷市幡羅町一丁目8番1から 深谷市幡羅町一丁目2番4まで
429 深谷市道幹29号	深谷市幡羅町一丁目8番18から 深谷市幡羅町一丁目8番1まで

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和6年度職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 4,541台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年1月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 佐藤 電話048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月6日（火）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月5日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月6日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和6年8月6日（火）午後1時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月17日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年7月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 4,541 personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., August 6, 2024

By registered mail: 5:00 p.m., August 5, 2024

In person: 10:00 a.m., August 6, 2024

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and
Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

埼玉県土地利用基本計画を令和六年六月十八日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

土地利用基本計画書の変更

別紙のとおり

別紙

埼玉県土地利用基本計画書

埼玉県土地利用基本計画策定の趣旨

埼玉県土地利用基本計画（以下「土地利用基本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定に基づき、埼玉県の区域において、適正かつ合理的な県土利用を図るため、第六次国土利用計画（全国計画）及び第5次埼玉県国土利用計画を基本として策定したものである。

この土地利用基本計画は、土地利用の基本方向や調整方針などを示すもので、国土利用計画法に基づく土地取引の規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たって基本となるものである。

具体的には、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）（以下「個別規制法」と総称する。）に基づく諸計画に対する上位計画として、総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為等については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

また、土地利用基本計画は、埼玉県における県政運営の基本となる埼玉県5か年計画との整合を図り、第5次埼玉県国土利用計画と相まって、埼玉県が目指す将来像を実現するための県土利用に関する規準として運用するものである。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の現状及び課題

（1）人口減少と社会経済状況の変化

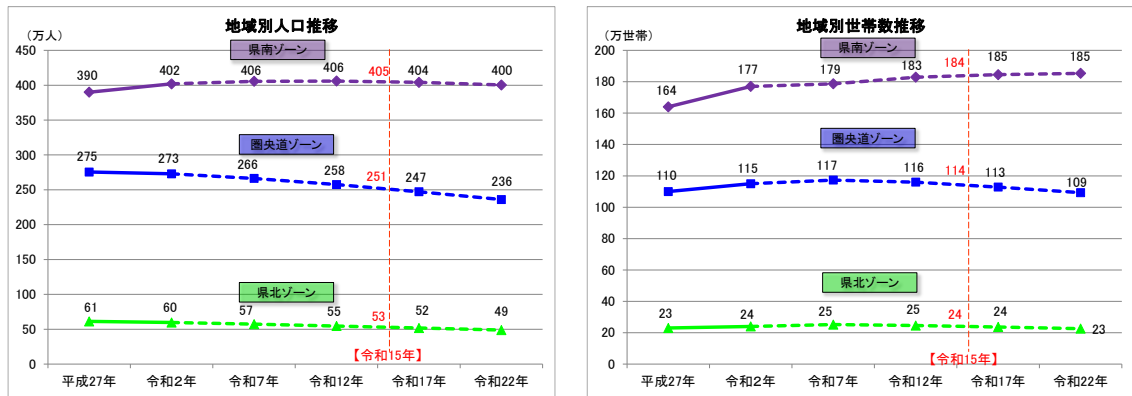
本県の人口は少子化の進展などにより、令和2年以降に減少に転じた一方、世帯数は単独世帯の増加などにより、令和12年頃まで増加するものと予測される。

地域別では、都心に近く利便性の高い県南ゾーンにおいては、住宅地をはじめとする新たな土地需要が見られ、人口は令和12年頃まで、世帯数は第5次埼玉県国土利用計画の目標年である令和15年以降も増加する予測となっている。

圏央道ゾーンや県北ゾーンにおいては、人口は既に減少に転じている一方、世帯数は令和7年から令和12年頃にかけてピークを迎える予測となっている。

このように人口の地域的な偏在が進行しているが、人口減少が土地利用にもたらす影響として、都市部では未利用地や空き家の増加による防犯・防災上の問題や上下水道などの都市施設の管理更新の問題、郊外では農林業の担い手減少による荒廃農地増加の問題や治山・治水上の問題の発生が懸念される。

地域別人口及び世帯数の推移



一方、本県は、首都圏の中心に位置し、高速道路や鉄道といった広域交通網の充実により、産業適地としての立地優位性はますます高まっている。特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれる。

このような人口減少と社会経済状況の変化に対応するため、土地需要の調整や効率的利用が必要である。

(2) 災害の激甚化・頻発化

台風などによる時間雨量 50 mm を超える降雨の回数は、年々増加傾向にあり、排水施設の能力を超える豪雨による河川の氾濫や街中での内水氾濫など大きな被害が発生している。

また、日本は世界でも有数の地震大国であり、人口と資産が集中する首都圏での大地震発生も懸念される中で、安心・安全に対する県民の要請が高まっている。

このため、被害を最小限にとどめる「減災」の観点から、災害リスクを低下させる土地利用への誘導などの必要性が高まっている。

(3) 都市化の進展と気候変動・自然環境

本県の可住地面積比率は県土の 68.5% (令和 2 年 10 月現在) と高く、首都圏において東京都に隣接する地理特性などから都市化が進展し、農地や森林が減少している。

また、地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とこれに伴う生物多様性の損失が続いており、暮らしを支える生態系ネットワークの形成に大きな影響を及ぼしている。

このような気候変動や自然環境の諸課題に対応するため、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの考え方など、長期的な視点に立ち、人と自然が調和することを基本に、持続可能な県土利用が必要である。

2 県土利用の基本方針

本県の県土利用に当たっては、「第 5 次埼玉県国土利用計画」の第 1 の 4 に定める「県土利用に関する基本方針」のとおり、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことにより、SDGs の基本理念に沿い、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指す。

そして、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、「計画的かつ有効な県土利用」、「安心・安全を実現する県土利用」及び「人と自然が調和し、持続可能な県土利用」の3つの項目を基本方針とする。

(1) 計画的かつ有効な県土利用

県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に県土利用を図ること」を基本とする。

人口減少と社会経済状況の変化に伴い、開発圧力の低下により未利用地が増加していく一方、空間的余裕を生み出す側面もあることから、従来型の土地利用規制だけではなく、土地需要の調整や効率的利用など適正な土地利用への誘導策を講じていく。

(2) 安心・安全を実現する県土利用

安心・安全を実現する県土利用の観点からは、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水をはじめ、災害に対する地域特性を踏まえ、「防災・減災」の視点に立った適正な土地利用を進めていく。

(3) 人と自然が調和し、持続可能な県土利用

人と自然が調和した持続可能な県土利用の観点からは、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の取組など、土地の利用や管理を通じて生活環境と自然環境が調和する関係をつくり出すとともに、広域的な生態系ネットワークを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を進めていく。

3 土地利用の原則

本県における土地利用は、「2 県土利用の基本方針」に基づき、土地利用基本計画に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、さらには、これら五地域を個別規制法の土地利用規制に合わせて細分化した区分ごとに次の原則に従って適正に行うものとする。

五地域のいずれにも属さない地域においては、この地域の特性と周辺地域との関連性などを考慮して、適正な土地利用を図る。

なお、農地や森林などの自然的土地利用から住宅地や工業地などの都市的土地利用に転換した場合には、再度、自然的土地利用に転換することが困難となるため、県土の適正管理の観点から、都市的土地利用への転換は慎重に行うものとする。

また、ゴルフ場の新規立地は行わないこととする。

五地域区分の国土利用計画法上の定義と個別規制法に基づく運用上の定義の関係

五地域	定義	運用上の定義
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法第5条第1項又は第2項により都市計画区域として指定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項により農業振興地域として指定されている地域

森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域	自然公園法第2条第1号に規定する自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）として指定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域	自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域又は同法第45条第1項の規定により都道府県条例において都道府県自然環境保全地域として指定されている地域

五地域区分を個別規制法の土地利用規制に合わせて細分化した区分の定義

五地域	細区分	細区分の定義
都市地域	市街化区域	都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域
	市街化調整区域	都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
	非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域との区分が定められていない都市計画区域
農業地域	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域
	農用地区域以外	農用地区域以外の農業振興地域
森林地域	保安林	森林法第25条第1項及び第25条の2第2項に規定する森林
	保安林以外	保安林以外の国有林の区域又は地域森林計画の対象となる民有林の区域
自然公園地域	特別保護地区	自然公園法第21条第1項に規定する指定区域
	特別地域	自然公園法第20条第1項及び埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第12条第1項に規定する指定区域
	普通地域	自然公園法第33条第1項及び埼玉県立自然公園条例第14条第1項に規定する指定区域
自然保全地域	特別地区	自然環境保全法第25条第1項及び埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第17条第1項に規定する指定区域
	普通地区	自然環境保全法第28条第1項及び埼玉県自然環境保全条例第19条第1項に規定する指定区域

(1) 都市地域

都市地域は、良好な都市環境の確保及び形成を図るため、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、人口減少・少子高齢化、災害の激甚化・頻発化、上下水道をはじめとする都市施設の老朽化などの問題に対応するため、住宅や都市機能増進施設については、中心市街地や生活拠点などに誘導することを基本に、災害リスクが低く誰もが暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成に配慮しつつ、効率的な利用を図るものとする。

また、工業・流通業務施設の新たな土地需要がある場合には、既存の工業地や未利用地などの再利用を優先する。農地や森林などの自然的土地利用からの転換については、慎重な配

慮の下で、基盤が整った良好な市街地を形成するため計画的に行うものとする。このため、市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域への編入を基本とし、非線引き都市計画区域に立地を誘導する場合は、用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）を定めることを基本とする。

ア 市街化区域

人口減少に対応した都市施設や交通体系の整備など集約型の市街地の形成、災害の激甚化・頻発化に対応した都市施設等の整備や再配置を計画的に推進する。特に、未利用地については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の活用などにより、防災倉庫やオープンスペース等の整備を推進する。

農地、樹林地、水辺地等で、自然環境や良好な景観を形成し、貯留浸透機能等を有するグリーンインフラとして都市の防災機能に不可欠なものについては、保全、回復、創造を図る。

イ 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であり、原則として農地をはじめ、樹林地、水辺地などの緑地の保全、回復、創造を図る。

ウ 非線引き都市計画区域

用途地域が定められている区域については、市街化区域における土地利用に準じる。

用途地域が定められていない区域については、原則として自然環境をはじめ、農地や森林などの保全、回復、創造を図る。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農地が食料供給のための最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や固有の自然環境を生み出し、県土の保全や保水機能を有するなど多面的かつ重要な機能を持っていることから、農用地区域への編入を推進するとともに、その保全を図る。

また、担い手を確保して荒廃農地の発生防止と解消を進め、農地への復元を積極的に促進するものとする。ただし、農地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて、適正な土地利用を図る。

ア 農用地区域

農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良などの農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、原則として農業上の利用以外の土地利用は行わないものとする。

イ 農用地区域以外の農業地域

農用地区域以外の農業地域のうち、農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地については、原則として農業上の利用以外

の土地利用は行わないものとする。その他の農地についても、農用地域と一体として農業の振興を図る土地であるので、できる限り農業上の利用以外の土地利用は行わないものとする。農地以外の土地については、土地利用の現況に留意して、周辺の農地など農業上の利用との調整を図りながら、農業上の利用以外の土地利用を認めるものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持、増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産などの経済的機能を持つとともに、県土の保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収、保健休養、自然環境の保全などの公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の保全や創造を図るとともに、森林の有する諸機能が十分に発揮されるよう、その整備を図る。

ア 保安林

県土の保全、水源涵養、生活環境の保全などの諸機能の積極的な維持、発揮を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、原則として森林地域以外の土地利用は行わないものとする。

なお、公益上の理由により森林地域以外の土地利用を行う場合でも、慎重な検討を行い、また、必要な保安林については、新たに指定するものとする。

イ 保安林以外の森林地域

経済的機能や公益的機能の維持、発揮を図り、林地の保全に特に留意すべき森林をはじめ、育成方法を特定されている森林、水源として高い機能を有する森林、適正に管理されている人工林又はこれに準ずる天然林など、機能の高い森林は、できる限り森林地域以外の土地利用は行わないものとする。

なお、森林地域以外の土地利用を行う場合には、周辺地域にある森林の長期的な維持、管理と林業経営の安定に留意しながら、災害の発生、自然環境の悪化などの支障をきたさないよう十分配慮するものとする。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護と利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養と自然とのふれあいの場としての利用に資するとともに、生物多様性の確保等に必要である地域であることから、優れた自然環境を適正に保全し、その有効な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区

指定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図り、原則として自然公園地域以外の土地利用は行わないものとする。

イ 特別地域

風致の維持を図るものであることから、原則として自然公園地域以外の土地利用は行わないものとする。

ウ 普通地域

自然公園地域以外の土地利用を行う場合には、自然公園の利用と風景地の保護に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとする。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであり、また、生物多様性の確保等に必要であることから、広く県民が、自然の恵みを享受するとともに、将来の県民に、自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区

指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況が損なわれないよう適正な保全を図るため、原則として自然保全地域以外の土地利用は行わないものとする。

イ 普通地区

原則として自然保全地域以外の土地利用は行わないものとする。

4 ゾーン別の土地利用の原則

本県では、都心からの距離ごとに土地利用に関する課題に異なる傾向が見られる。このため、地域の区分は、都心からの距離を基本とし、更に自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、埼玉県5か年計画と同様に県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3ゾーンとする。(下記の表を参照)

埼玉県5ヶ年計画におけるゾーン区分

区分	市 町 村 名
県南ゾーン	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、松伏町 (16市2町)
圏央道ゾーン	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、杉戸町 (20市12町1村)
県北ゾーン	(県北地域) 熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町 (3市4町) (秩父地域) 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町 (1市4町)

(1) 県南ゾーン

県南ゾーンは、東京都心から概ね10~30km圏にあり、東京の影響を受けやすく、早くから都市化が進行した地域である。

都市地域のうち、住宅や都市機能増進施設については、中心市街地や生活拠点などに高度

な業務集積、交流・文化集積を進めていく。また、人口密度が高いことを踏まえた大規模な地震などに対する防災機能を向上させるとともに、防災上課題のある住宅密集地は、道路整備や公園緑地などのオープンスペースの確保を進めるなど、改善を図る。工業・流通業務施設の新たな土地需要に対しては、高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺に誘導するものとする。なお、誘導に当たっては、自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行うものとし、市街化調整区域にあつては市街化区域への編入を基本とする。

農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち、首都近郊の貴重な緑地空間である見沼田圃や落ち葉堆肥農法を継続している三富地域など、優れた歴史的景観の保全の必要がある地域については、原則として都市的土地利用への転換は行わないものとする。その他の地域については、自然的土地利用への慎重な配慮の下で都市的土地利用への転換を認めるものとする。

(2) 圏央道ゾーン

圏央道ゾーンは、東京都心から概ね30～60km圏にあり、武蔵野の平地林などの緑豊かな自然環境に恵まれており、都市と田園が共存しており、圏央道の整備による一層の発展が期待される地域となっている。

その一方で、荒廃農地が占める割合が相対的に高い地域もあり、その対策が課題となっている。

都市地域のうち、住宅や都市機能増進施設については、人口及び世帯数の減少を踏まえて、基本的に中心市街地や生活拠点などに集積するものとする。また、水害などに対する防災機能の向上を図るため、災害リスクの低い土地への誘導又は計画的かつ適切な土地利用を図る。工業・流通業務施設の新たな土地需要に対しては、高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域に誘導する。なお、誘導に当たっては、自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行うものとし、市街化調整区域にあつては市街化区域への編入、非線引き都市計画区域にあつては用途地域を定めることを基本とする。

農業地域のうち、農用地区域については原則としてその保全を図り、農用地区域以外の農地については農用地区域への編入を推進するとともに、その保全を図る。また、農地中間管理事業の活用などにより、担い手を確保し農地の集積・集約化などを推進し、地域の特徴を生かした生産振興を進めて、荒廃農地の解消と発生防止に努める。三富地域では、落ち葉堆肥農法を用いた農業を継続するため、原則として都市的土地利用への転換は行わないものとする。

森林地域のうち、森林が集中する西部の中山間地域については、ICTの活用による林業従事者の確保や施業の集約化、経営の効率化などにより林業の継続を図るため、できる限りその保全をしていく。また、三富地域における落ち葉堆肥農法の継続のための平地林については、原則として都市的土地利用への転換は行わないものとする。その他の地域については、自然的土地利用への慎重な配慮の下で都市的土地利用への転換を認めるものとする。

自然公園地域及び自然保全地域については、指定の趣旨を鑑み、その保全を図る。

(3) 県北ゾーン

県北ゾーンは、東京都心から概ね 60km 以遠にあり、潤いのある豊かな自然環境や歴史・伝統などの地域資源を生かした地域活力の向上が期待されている地域である。

その一方で、荒廃農地が占める割合が相対的に高い地域もあり、その対策が課題となっている。

ア 北部地域（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）

都市地域のうち、住宅や都市機能増進施設については、人口及び世帯数の減少を踏まえて、基本的に中心市街地や生活拠点などに集積するものとする。工業・流通業務施設の新たな土地需要に対しては、高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域に誘導する。なお、誘導に当たっては、自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行うものとし、市街化調整区域にあつては市街化区域への編入、非線引き都市計画区域にあつては用途地域を定めることを基本とする。

農業地域については、利根川と荒川に挟まれた平坦で肥沃な土壌を生かした農業や中山間地域の特性を生かした農林産物の生産が進められているため、農用地区域については原則としてその保全を図り、農用地区域以外の農地については農用地区域への編入を推進するとともに、その保全を図る。また、農地中間管理事業の活用などにより、担い手を確保するとともに、農地の集積・集約化などを推進し、地域の特徴を生かした生産振興を進めて、荒廃農地の解消と発生防止に努める。

森林地域のうち、森林が集中する北西部の中山間地域については、ICTの活用による林業従事者の確保や施業の集約化、経営の効率化などにより林業の継続を図るため、できる限りその保全をしていく。その他の地域については、自然的土地利用への慎重な配慮の下で都市的土地利用への転換を認めるものとする。

自然公園地域及び自然保全地域については、指定の趣旨を鑑み、その保全を図る。

イ 秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）

都市地域のうち、住宅や都市機能増進施設については、人口及び世帯数の減少を踏まえて、基本的に中心市街地や生活拠点などに集積するものとする。また、大雪や土砂災害などに対する防災機能の向上を図る。工業・流通業務施設の新たな土地需要に対しては、主要幹線道路周辺の地域に誘導する。なお、誘導に当たっては、自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行うものとし、用途地域を定めることを基本とする。

農業地域については、観光スポットと合わせた農業振興や、中山間地域の特性を生かした果樹などの観光農業が行われているため、農用地区域については原則としてその保全を図り、農用地区域以外の農地については農用地区域への編入を推進するとともに、その保全を図る。

森林地域のうち、奥地森林^{かん}については、針広混交林化や広葉樹林化を目指した公的整備を推進し、水源涵養などの公益的機能の発揮を図るため、その保全をしていく。中山間地域の森林については、ICTの活用による林業従事者の確保や施業の集約化、経営の効率

化などにより林業の継続を図るため、できる限りその保全をしていく。

自然公園地域及び自然保全地域については、指定の趣旨を鑑み、その保全を図る。

第2 五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針

1 「第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整方針

人口減少社会において、土地の管理を適切に行わない場合、未利用地や空き家の増加、荒廃農地増加や治山・治水上の問題などの発生が懸念される。また、災害の激甚化・頻発化などにより災害リスクの低い土地への誘導や生物多様性の保全にも配慮した土地利用が重要となっている。

そこで、優先的に維持したい土地を明確化するため、土地利用転換に当たっての影響が大きく不可逆性が高い、都市的土地利用に関する調整方針を下記に示す。

(1) 住宅及び都市機能増進施設の立地誘導

住宅及び都市機能増進施設の立地に当たっては、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画を作成している市町村については、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内に誘導するものとする。また、立地適正化計画を作成していない市町村においても、立地適正化計画の考え方を踏まえ、市街化区域及び非線引き都市計画区域において用途地域が定められている区域に誘導するものとする。

なお、原則として都市地域以外の地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。

また、土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンには、立地誘導しないこととし、浸水想定区域などの災害イエローゾーンには、立地誘導しないことを基本としつつ、災害リスクに応じた対策を講ずる場合には立地できるものとする。

(2) 工業・流通業務施設の立地誘導

工業・流通業務施設の立地に当たっては、区域区分が定められた都市計画区域での立地を検討する場合、市街化区域内の既存産業用地の有効活用を検討する。これが難しく市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域とし、市街化区域への編入を基本とする。また、原則として、農用地区域である農業地域、保安林である森林地域、自然公園地域及び自然保全地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。

非線引き都市計画区域での立地を検討する場合は、用途地域が定められている区域内の既存産業用地の有効活用を検討する。これが難しく用途地域が定められていない区域に立地を誘導する場合は、高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域とし、用途地域を定めることを基本とする。また、原則として、農用地区域である農業地域、保安林である森林地域、自然公園地域及び自然保全地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。

2 重複地域別調整方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち、二つの地域が重複している地域においては次に掲げる調整方針に即して、三つ以上の地域が重複している地域においては次に掲げる調整方針におけるそれぞれの関係から見た優先順位などを考慮して、土地

利用調整を図るものとする。

なお、それぞれの地域の区分変更により、新たに二つ以上の地域が重複することとなる場合においては、次に掲げる調整方針を準用する。

(1) 都市地域と農業地域が重複している地域

ア 市街化調整区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域である都市地域と農用地区域である農業地域が重複している場合

農用地として利用し、原則として農業地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

イ 市街化調整区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域である都市地域と農用地区域以外の農業地域が重複している場合

土地利用の現況に留意して、周辺の農地など農業上の利用との調整を図りながら、農業地域の縮小や都市的土地利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域が重複している地域

ア 都市地域と保安林である森林地域が重複している場合

保安林として利用し、原則として森林地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

イ 都市地域と保安林以外の森林地域が重複している場合

森林としての利用を優先し、できる限り森林地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域が重複している地域

ア 都市地域と特別保護地区又は特別地域である自然公園地域が重複している場合

自然公園として保護及び利用し、原則として自然公園地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

イ 都市地域と普通地域である自然公園地域が重複している場合

自然公園としての保護及び利用を優先し、できる限り自然公園地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域が重複している地域

ア 都市地域と特別地区である自然保全地域が重複している場合

自然環境として保全し、自然保全地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

イ 都市地域と普通地区である自然保全地域が重複している場合

自然環境としての保全を優先し、原則として自然保全地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

(5) 農業地域と森林地域が重複している地域

ア 農業地域と保安林である森林地域が重複している場合

保安林として利用し、原則として森林地域の縮小や農業上の利用は行わないものとする。

イ 農用地区域である農業地域と保安林以外の森林地域が重複している場合

農用地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林以外の森林地域が重複している場合

森林としての利用を優先するが、周辺の森林地域との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域が重複している地域

ア 農業地域と特別保護地区又は特別地域である自然公園地域が重複している場合

自然公園として保護及び利用し、原則として農業上の利用は行わないものとする。

イ 農用地区域である農業地域と普通地域である自然公園地域が重複している場合

農用地としての利用を優先するものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と普通地域である自然公園地域が重複している場合

自然公園としての保護及び利用に配慮した上で、農業上の利用を認めるものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域が重複している地域

ア 農業地域と特別地区である自然保全地域が重複している場合

自然環境として保全し、原則として農業上の利用は行わないものとする。

イ 農用地区域である農業地域と普通地区である自然保全地域が重複している場合

自然環境に配慮した上で、農用地としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と普通地区である自然保全地域が重複している場合

自然環境として保全し、原則として農業上の利用は行わないものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域が重複している地域

両地域が両立するように調整を図るものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域が重複している地域

両地域が両立するように調整を図るものとする。

第3 土地利用基本計画の管理

1 土地利用基本計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

土地利用基本計画は、土地利用行政に関するマスタープラン機能や個別規制法の計画・規制に係る総合調整機能を有しており、個別規制法はこの土地利用基本計画に即してそれぞれの土地利用規制を運用することが求められている。

このため、庁内の土地利用に関連する課で構成する「埼玉県土地利用計画調整会議」等において、大規模開発や広域的な土地利用に係る計画策定時の調整・協議とともに情報共有を図り、県内で生じている土地利用上の課題について検討するなど、土地利用基本計画が有する総合調整機能を有効に発揮させ、実効性を高めていく。

(2) 市町村との連携・調整

地方分権の進展とともにまちづくりにおける市町村の役割が大きくなり、土地利用規制に関する権限の市町村への移譲も進んでいる。

このため、土地利用基本計画の策定に当たっては、個別規制法を所管する課を通じて市町村の実情や課題の把握に努めるとともに、市町村の意見を聴いて本計画に反映させた。

引き続き、市町村が土地利用基本計画に即して個別規制法を運用できるように、必要な情報提供や意見交換など積極的に連携・調整を図っていく。

(3) 埼玉県国土利用計画審議会への意見聴取

国土利用計画法第 38 条の規定に基づき、埼玉県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を設置している。

五地域区分の変更など土地利用転換を行う場合には、事前に審議会への意見聴取を行うなど、土地利用基本計画を適切に運用していくものとする。

2 土地利用基本計画の見直し

土地利用基本計画の実効性を保つためには、社会経済状況に沿ったものであることが求められる。

土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として策定され、一体として運用される計画であることから、埼玉県国土利用計画を変更した場合、これに合わせて必要な見直しを行う。

また、個別規制法及びそれに基づく計画と相互に矛盾なく一体性を保つ必要があることから、個別規制法の改正や制度改正あるいは計画改定時にはそれらの内容を点検し、必要に応じて土地利用基本計画の見直しを行う。

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、令和五年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管理者	158	0	158	41	110	3	3	157	1	
下水道事業 管理者	33	1	34	5	4	21	3	33	1	
地方独立 行政法人	県立 大学	5	0	5	5	0	0	0	5	0
	県立 病院 機構	4	0	4	4	0	0	0	4	0
合計	36,814	471	37,285	947	21,373	321	136	22,777	14,508	

注1 当該年度における申出の件数は、0件である。

注2 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注3 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
旅費制度見直しに伴う旅費システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
109,604,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十号

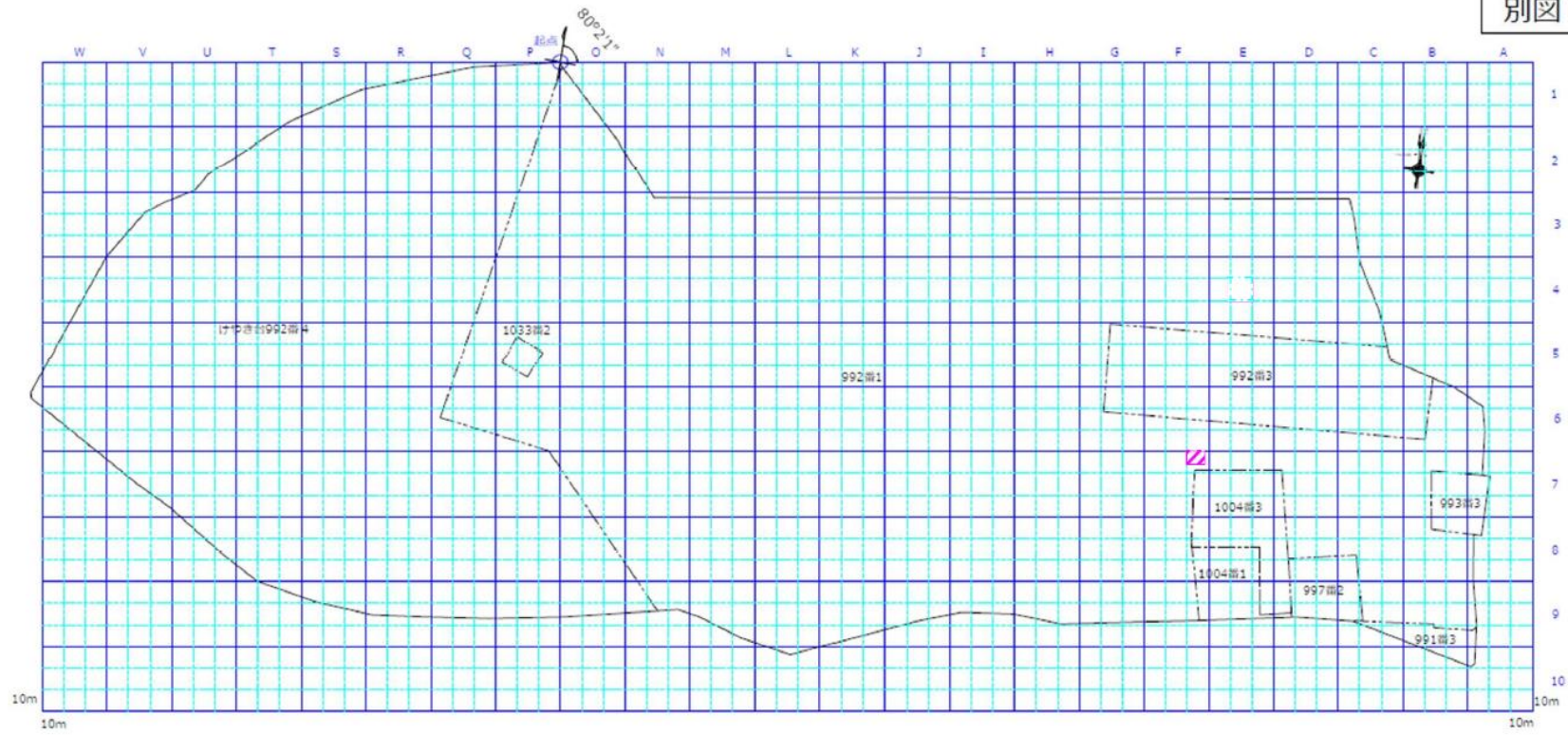
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第百八十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【凡例】

- 30m格子
- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界

①	②	③
④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨

▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

【起点】
 起点は埼玉県坂戸市けやき台992番4の最北端とする。

【格子の回転角度(80°02'01"')
 格子回転角は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
影森クリニック	医療法人社団埼玉西会	秩父市下影森九三九―二 一階	令和六年六月一日
いなば眼科クリニック	医療法人社団董会	秩父市野坂町一―一―二	令和六年五月一日
おおき内科泌尿器科クリニック	医療法人社団美苗会	加須市南小浜六三二―一	令和六年五月一日
医療法人社団順風会 上尾の森診療所 上尾駅前分院	医療法人社団順風会	上尾市宮本町三―二―二〇 九	令和六年六月一日
入間ひだまりクリニック	稗貫理恵	入間市扇台三―五―一五	令和六年六月一日
小野整形外科医院	須原靖明	入間市仏子字上野下八一四 ―三	令和六年五月一日

あさか内科クリニック	医療法人社団RITA	朝霞市根岸台三―二〇―一 くみまちモールあさか二階	令和六年五月一日
かとう整形外科・リハビリテーション科	医療法人社団広優会	志木市本町五―一〇―二六 広優スクエア志木一階	令和六年五月一日
なでしこ眼科	清水 咲子	和光市南一―三三―二三	令和六年六月一日
和光のそらくリニック	医療法人白い翼	和光市新倉一―二二―五九	令和六年五月一日
鴻巣北本内科クリニック	石坂 匡則	北本市東間五―六四	令和六年六月一日
医療法人社団高栄会 みさと中央クリニック	医療法人社団高栄会	三郷市新和五―二二―四	令和六年五月一日
ホワイト歯科	一和多 寿樹	草加市八幡町一五三 ル一階	令和六年六月一日
SNOW DENTALS TAL CLINIC	長棹 由起	飯能市柳町二二―一六	令和六年六月一日
松澤デンタルクリニック	松澤 政彦	所沢市青葉台一三四三―一	令和六年六月一日
みき歯科医院	深澤 幹典	熊谷市西別府一八三八―六	令和六年六月一日
林歯科クリニック	加園 将之	八潮市茜町一―三―二パーク コートケンエイロ 一〇二	令和四年八月十日

オリオン歯科	ウエルシア薬局 蕨塚越店	IROORI 薬局 飯能店	スギ薬局 所沢旭町店	調剤薬局ファルマテラス 鶴瀬	サンドラッグふじみ野薬局	セキ薬局 伊奈栄店	しんわ薬局	あんじゅ薬局 本店	スギ薬局 和光南店	訪問看護ステーション 柔和
医療法人社団メ ディカルリンク ス	ウエルシア薬局 株式会社	株式会社IROORI Lab	株式会社スギ薬 局	グッドフェロー 株式会社	株式会社サ ンドラッグ	株式会社セキ薬 品	株式会社彩香	株式会社明翔メ ディカル	株式会社スギ薬 局	株式会社GLO RIOUS J APAN
東松山市箭弓町一〇一 二一F	蕨市塚越五―六―三五	飯能市仲町一二―一〇	所沢市旭町二四―一八	富士見市鶴瀬東一―一〇―七 マルツ一〇二号室	ふじみ野市ふじみ野四―八― 五一	北足立郡伊奈町栄二―五	三郷市新和五―二一三―二	北本市東間五―七二―二	和光市南一―三三―二二	入間市高倉三―五―二六 ハ イラーク入間四二四号室
令和六年五月 一日	令和六年五月 一日	令和六年五月 一日	令和六年六月 一日	令和六年五月 一日	令和六年六月 一日	令和六年六月 一日	令和六年五月 一日	令和六年六月 一日	令和六年六月 一日	令和六年五月 一日

訪問看護ステーション マリーゴール ド	株式会社照	本庄市早稲田の杜五―一二― 五L u a n早稲田の杜〇―号 室	令和六年六月 一日
訪問看護ステーション ヨシぱる	合同会社P A L	春日部市道口蛭田一六八―一 〇サイケンコーポ一F A	令和六年五月 一日
訪問看護ステーション ヨシピースフル 春日部	株式会社K U R O K O	春日部市新宿新田三三五―一	令和六年四月 一日
けやき訪問看護ス テーション	株式会社サウレ ケア	富士見市羽沢二―一六―七	令和六年五月 一日
ご長寿くらぶ埼 玉・伊奈訪問看護 事業所	株式会社アーバ ンアーキテック 一	北足立郡伊奈町内宿台六―四	令和六年五月 一日
地域生活訪問看護 えん	特定非営利活動 法人あおい糸	富士見市西みずほ台一―四― 八リュバンドールロ一〇二号 室	令和六年六月 一日
訪問看護ステーション ヨシスリー幸手	合同会社フアン &ワークス	幸手市中三―四―二七コスモ コーポ一〇三号室	令和六年五月 一日
訪問看護ステーション ヨシかえで深谷	株式会社アクテ イ群馬	深谷市新戒一四九一―一	令和六年六月 一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施術所		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	指定年月日	
早川 翔		千歳烏山駅前鍼灸院	東京都世田谷区南烏山六―四―七―一〇三(二F)	葛原 直樹	ゆずの樹マツサ―ジ治療院	千葉県市川市稲越二―九―一四 I S コー ト 稲庄一階	令和六年二月一日
岡本 美智子		W 保谷ステーション	東京都西東京市東町二―一五―二五山西ビル二〇二	早船 直子	フレアス在宅マツサ―ジ埼玉富士見施術所	富士見市針ヶ谷二―三二―一―一グランドハイツ二〇二	令和六年五月十五日
矢板 徹史		KEIRO 春日部 ST	春日部市中央一―一五―一	増田 憲治	ひまわり接骨院	草加市八幡町六〇七―四	令和六年六月一日
村田 健壽		安心堂鍼灸院	北葛飾郡杉戸町本郷四一二―七				令和六年五月十六日

告示

埼玉県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
坂戸消化器内視鏡クリニック	名称	早川医院	坂戸消化器内視鏡クリニック
ファミリーファーストクリニック	名称	ゆげクリニック	ファミリーファーストクリニック
開設者名称	医療法人社団清信会	医療法人社団F・F・C	
名称	所在地	名称	所在地
ナースケアステーションひだまり	戸田市笹目南町二〇―一七信斗ビル二F	ナースケアステーションひだまり	戸田市笹目二―七―二九
訪問看護ステーションふわり	訪問看護ステーション地域包括看護センター	訪問看護ステーションふわり	

二 指定施術機関

猪鼻 啓之		長田 功		氏 名
施術所		施術所		変更事項
所在地	名 称	所在地	名 称	
二 三 一 一 二 四 一 一 〇	東京都新宿区西落合	東京 都 西 京 市 東 町 二 一 一 五 一 二 五 山 西 ビル 二 〇 二 一	訪問 マ ッ サ ー ジ K E i R O W 保 谷 ス テ ー シ ョ ン	変 更 前
二 一 一 一	所沢市並木三一一	所 沢 市 北 中 三 一 一 九 一 三 一 一 一 〇 一	訪 問 マ ッ サ ー ジ た ん ぼ ぼ	変 更 後
	けやきの森整骨院			

告示

埼玉県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
和光のそらクリニック	和光市新倉一―一二―五九	令和六年四月三十日
あさか内科クリニック	朝霞市根岸台三―二〇―一	令和六年四月三十日
小野整形外科医院	入間市仏子上野下八―四―三	令和六年四月三十日
谷塚歯科クリニック	草加市瀬崎三―四―一二八メゾンフジ 一F	令和六年四月二十一日
愛仁クリニック	上尾市上町一―八―一一	令和六年四月二十日
おおき内科泌尿器科 クリニック	加須市南小浜六三三―一	令和六年四月三十日
いなば眼科クリニック	秩父市野坂町一―一一―二二	令和六年四月三十日

はやし整形外科	三郷市駒形一〇五―二	令和六年五月九日
医療法人社団 高栄 会 みさと中央クリ ニツク	三郷市中央一―四―一三	令和六年四月三十 日
医療法人社団 仁歯 会 オリオン歯科	東松山市箭弓町一―一〇―一二田口ビ ル一F・二F	平成三十年三月三 十一日
林歯科クリニツク	八潮市茜町一―三―二パークコートケ ンエイロ一〇二	令和四年八月九日
日高土肥歯科医院	日高市高麗川一―六―四四	令和五年十二月二 十二日
しんわ薬局	三郷市中央一―四―一二	令和六年四月三十 日
つるせ薬局	富士見市鶴瀬東一―九―三一	令和六年四月三十 日
パルト薬局	八潮市大瀬六―五―一TXアベニュー 八潮	令和六年四月三十 日
ウエルシア薬局 塚越店	蕨市塚越五―六―三五	令和六年四月三十 日
すばる薬局	本庄市児玉町八幡山三二七―三	令和六年四月三十 日
I R O R I 薬局 能店 飯	飯能市仲町一―二―一〇	令和六年四月三十 日

訪問看護ステーション
ふじみ

富士見市鶴馬三三六〇一

令和六年三月三十
一日

告示

埼玉県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
所沢にこ歯科医院 フランスタワー所沢院	所沢市東町一―一〇フランス タワー所沢二階	令和六年五月一日
はせがわファミリー 歯科	志木市幸町一―八―五〇東京電 力パワーグリッド志木支社一F	令和六年六月二十四日

告示

埼玉県告示第七百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	再開年月日
坂戸消化器内視鏡ク リニック	坂戸市中小板八九九―五	令和六年四月二十 三日

告示

埼玉県告示第七百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉センター デイカルセンタ
所在地	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八
開設者名	社会福祉法人埼玉医療福祉会
サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
指定年月日	令和六年三月一日

告示

埼玉県告示第七百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
クラフトさくら薬局 狭山店	事業者所 在 地	東京都千代田 区丸の内一 一―一	東京都千代田 区大手町一 三―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
さくら薬局所沢店	事業者所 在 地	東京都千代田 区丸の内一 一―一	東京都千代田 区大手町一 三―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
さくら薬局所沢若 狭山店	事業者所 在 地	東京都千代田 区丸の内一 一―一	東京都千代田 区大手町一 三―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
さくら薬局所沢東 口店	事業者所 在 地	東京都千代田 区丸の内一 一―一	東京都千代田 区大手町一 三―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
さくら薬局神川店	事業者所 在 地	東京都千代田 区丸の内一 一―一	東京都千代田 区大手町一 三―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導

さくら薬局行田店	さくら薬局幸手中店	さくら薬局 新曾南店 戸田	さくら薬局 部藤塚店 春日
事業 者所 在 地	事業 者所 在 地	事業 者所 在 地	事業 者所 在 地
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 一	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 一	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 一	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 一
東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 一 三	東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 一 三	東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 一 三	東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 一 三
居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導

告示

埼玉県告示第七百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
ケアプラン せだわ	三郷市早稲田五―二〇―五	居宅介護支援	令和六年四月一日

告示

埼玉県告示第七百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
ウエルシア薬局蕨塚越店	蕨市塚越五―六―三五	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	令和六年四月三十日
埼玉筑波病院 指定居宅介護支援事業所	北葛飾郡松伏町築比地番匠四二〇	居宅介護支援		令和二年三月三十一日
医療法人社団全仁会 埼玉筑波病院	北葛飾郡松伏町築比地四二〇	介護療養型医療施設		令和二年七月三十一日

告 示

埼玉県告示第七百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

新澤 恵	田卷 佐和子	高野 弘志	井上 芳郎	若山 知薫	医師の氏名
視覚障害	ぼうこう又は直腸機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	呼吸器機能障害	指定障害区分
眼科	外科	心臓血管外科	内科学	呼吸器内科	診療科名
めぐみ眼科	医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 新久喜総合 病院	明海大学歯学部附属 明海大学病院	医療法人社団 春日部 さくら病院	医療機関の名称
ふじみ野市上福岡一―七 ―二十七 第二上福岡ア サヒビル五F	六 桶川市坂田千七百二十	― 久喜市上早見四百十八	坂戸市けやき台一―一	― 春日部市金崎七百二―	医療機関の所在地
令和六年六月十四日	令和六年五月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年三月二十二日	指定年月日

石井 健太	吉村 美歩	志水 智香	大竹 祐毅	横山 達郎
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	眼科	眼科	眼科
戸田わらびみみはなのど クリニック	医療法人社団はなぶさ会 伊奈entクリニック	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	北里大学メディカルセン ター	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センタ ー
蕨市錦町一十二一 ビバモール蕨錦町メデ ィカルゾーン	北足立郡伊奈町大針八 百四一	吉川市平沼百十一	北本市荒井六一百	朝霞市溝沼千三百四十 一
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

<p>福原 理恵子</p>	<p>仲田 杏子</p>	<p>戸倉 直実</p>	<p>中上 徹</p>
<p>聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害</p>	<p>聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害</p>	<p>平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由</p>	<p>平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由</p>
<p>耳鼻咽喉科</p>	<p>耳鼻咽喉科</p>	<p>神経内科</p>	<p>脳神経内科</p>
<p>医療法人社団協友会 吉川中央総合病院</p>	<p>岸田医院</p>	<p>医療法人財団東京勤労者医療会 みさと協立病院</p>	<p>埼玉医科大学国際医療センター</p>
<p>吉川市平沼百十一</p>	<p>久喜市外野四百六十六 ―</p>	<p>三郷市田中新田二百七十三 ―</p>	<p>日高市山根千三百九十 七 ―</p>
<p>令和六年六月十四日</p>	<p>令和六年六月十四日</p>	<p>令和六年六月十四日</p>	<p>令和六年六月十四日</p>

時崎 暢	永井 太朗	泉 亮良	中谷 幸太郎	河野 航
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害
リハビリテーシ ョン科	整形外科	整形外科	脳神経外科	耳鼻咽喉科
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	埼玉医科大学病院	なかや頭痛脳神経クリニ ック	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院
上尾市柏座一―十一十	戸田市本町一―十九― 三	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	ふじみ野市上福岡一―六 ―二十三 MDビル一階	和光市諏訪二―一
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

野末 睦	金子 聡	齊藤 航平	千田 洸平	渡邊 拓也
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由、呼吸器 機能障害	肢体不自由	肢体不自由
内科・外科	脳神経外科	総合診療内科	リハビリテーション 科	骨軟部組織腫瘍 科、整形外科
医療法人あい友会 熊谷クリニック あい	医療法人秀和会 秀和 総合病院	医療法人社団ケア・トラ スト 東松山在宅診療 所	国立障害者リハビリテー ションセンター病院	埼玉医科大学国際医療 センター
熊谷市筑波二―四十八 ―熊谷大栄ビル二階	春日部市谷原新田千二 百	東松山市神明町二―十 六―十五	所沢市並木四―一	日高市山根千三百九十 七―一
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

清水 篤	中村 龍太	榎本 真也	水野 諭児	西島 豊
心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
心臓血管外科	循環器内科	脳神経外科	内科	整形外科
社会医療法人財団石心 会 埼玉石心会病院	潮 ザ・ハートクリニック八	医療法人社団淳真会 榎本医院	医療法人眞美会 麻見 江ホスピタル	社会医療法人壮幸会 行田クリニク
狭山市入間川二―三十 七―二十	八潮市大瀬三―五―五	上尾市中分一―二十八 ―七	比企郡鳩山町大橋千六 十六	行田市持田三百九十五 ―一
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

前野 吉夫	比企 優	矢崎 義行	中村 浩章	後藤 貢士
心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害
科 内科、循環器内	循環器内科	循環器内科	循環器内科	循環器科
宗岡みらい内科ハートク リニック	医療法人 新井病院	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	医療法人秀和会 秀和 総合病院	日本赤十字社 深谷赤 十字病院
志木市中宗岡三―二― 二十	久喜市久喜中央二―二 ―二十八	三郷市中央四―五―一	春日部市谷原新田千二 百	深谷市上柴町西五―八 ―一
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

相馬 悠	須藤 利雄	眞田 大介	木村 純人	佐々木 大輔
じん臓機能障害	じん臓機能障害、ぼ うこう又は直腸機能 障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害
腎臓内科	泌尿器科	腎臓内科	小児科	内科
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	あいしんクリニック	医療法人真生会 眞田医 院	北里大学メディカルセン ター	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院
上尾市柏座一―十一十	比企郡嵐山町むさし台三 ―二十七―一	比企郡小川町みどりが丘 二―二―二	北本市荒井六―百	八潮市南川崎八百四十 五
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

佐藤 啓資	永倉 一武	巴 ひかる	岡崎 玲	松木 久住
じん臓機能障害	じん臓機能障害、ぼ うこう又は直腸機能 障害	じん臓機能障害、ぼ うこう又は直腸機能 障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害
内科	泌尿器科、人工 透析内科	泌尿器科	腎臓内科	腎臓内科
医療法人三愛会 三愛 会総合病院	医療法人財団聖蹟会 埼玉県中央病院	社会医療法人財団石心 会 さやま総合クリニッ ク	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	医療法人秀和会 秀和 総合病院
三郷市彦成二―三百四 十二	六 桶川市坂田千七百二十	狭山市入間川四―十五 ―二十五	五 八潮市南川崎八百四十	春日部市谷原新田千二 百
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

太田 池恵	大熊 康介	尾辻 尚龍	君塚 善文	小熊 秀隆
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
内科・呼吸器科	呼吸器内科	呼吸器内科	内科 感染症・呼吸器	内科
医療法人社団鴻愛会 このす共生病院	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	防衛医科大学校病院	医療法人寿鶴会 菅野 病院
一 鴻巣市上谷二千七十三	一 富士見市鶴馬一九六七	五 八潮市南川崎八百四十	所沢市並木三一二	和光市本町二十八一三
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

水澤 由樹	松村 真樹	黒住 顕	青木 寛明	佐野 直樹
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
外科	外科	泌尿器科	消化器外科	消化器外科
秩父市立病院	医療法人顕正会 蓮田病院	日本赤十字社 深谷赤十字病院	木ノ内在宅クリニック加須	医療法人三愛会 三愛会総合病院
秩父市桜木町八―九	蓮田市根金千六百六十二―一	深谷市上柴町西五―八一	加須市三俣二―八―十二	三郷市彦成二―三百四十二
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

飯塚 泰弘	渡辺 翔	尾花 優一
肝臓機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
消化器内科	消化器内科	外科
医療法人秀和会 秀和 総合病院	草加市立病院	医療法人社団協友会 メデイカルトピア草加病 院
春日部市谷原新田千二百	草加市草加二―二十一 ―	草加市谷塚一―十一― 十八
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日

告 示

埼玉県告示第七七七十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

医師の氏名	水田 哲明	若林 清仁	東山 文彦	竹内 博	石井 武	金尾 健人
指定障害区分	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由、じん臓機能障害	肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
医療機関の名称	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	医療法人社団陽山会 陽山会クリニック	医療法人社団陽山会 陽山会クリニック	医療法人江愛会 たけうちクリニック	医療法人秀和会 秀和総合病院	埼玉医科大学国際医療センター
医療機関の所在地	吉川市平沼百十一	蓮田市馬込五―百九十八	蓮田市馬込五―百九十八	三郷市彦成一―二百二十六	春日部市谷原新田千二百	日高市山根千三百九十七―一
辞退年月日	令和五年六月三十日	令和六年三月一日	令和六年三月一日	令和六年三月八日	令和六年三月三十一日	令和六年三月三十一日

須田 伸	下田 学	八 鍬 幸彦	野中 英臣	西牧 謙吾	須山 太助
じん臓機能障害	免疫機能障害	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害
草加市立病院	医療法人社団爽緑会 ふたば在宅クリニック	八鍬整形外科医院	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	国立障害者リハビリテーションセンター病院	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院
草加市草加二―二十一―一	久喜市久喜東一―二―五 東山ビル三F―A	飯能市緑町十六―二	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三	所沢市並木四―一	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三
令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年三月三十一日	令和六年三月三十一日	令和六年三月三十一日	令和六年三月三十一日

金 潤 澤	松岡 佑季	星田 茂	塚田 訓久	木村 民蔵
肢体不自由	じん臓機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	免疫機能障害	心臓機能障害
埼玉医科大学病院	医療法人社団泰恵会 めぐみ台クリニック	社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	防衛医科大学校病院
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	三 比企郡川島町吹塚九百九十八	久喜市上早見四百十八―一	蓮田市黒浜四千百四十七	所沢市並木三―二
令和六年五月十七日	令和六年四月十日	令和六年四月八日	令和六年四月一日	令和六年四月一日

告示

埼玉県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松山ショッピングスクエアシルピア

埼玉県東松山市松葉町四丁目三千五百七十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計五者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計四者

ハ 変更年月日

令和六年五月七日 外

ニ 届出年月日

令和六年六月十一日

二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松山ショッピングスクエアシルピア

埼玉県東松山市松葉町四丁目三千五百七十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時まで

午前九時から午後十時まで

（変更後）午前九時から午後十時まで

ハ 変更年月日

令和六年八月九日

ニ 届出年月日

令和六年六月十一日

二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー深谷国済寺店

埼玉県深谷市国済寺字並木道西五百二十二―三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ヤオコー深谷国済寺店

埼玉県深谷市大字国済寺字並木道西五百二十二―三外

（変更後）ヤオコー深谷国済寺店

埼玉県深谷市国済寺字並木道西五百二十二―三外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社オスカ― 代表取締役 大須賀三枝子

埼玉県深谷市大字原郷千二百八十番地 外 計二者

（変更後）有限会社オスカ― 代表取締役 大須賀三枝子

埼玉県深谷市原郷千二百四番地一 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年十一月三十日 外

ニ 届出年月日

令和六年六月十一日

二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー深谷国済寺店

埼玉県深谷市国済寺字並木道西五百二十二―三外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 八か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和六年八月八日（予定）

ニ 届出年月日

令和六年六月十一日

二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月二十八日から令和六年十月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄産業ビル

埼玉県草加市旭町一丁目三百八十五番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) ラバーポールの設置を行うにあたって道路工事施工承認申請書を維持補修課に提出してください

(2) ラバーポールの設置幅間隔について交通対策課と維持補修課に協議してください

二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第七七七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年六月二十日認可した。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県加須市

告示

埼玉県告示第七百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、元荒川上流土地改良区安養寺堰管理規程及び元荒川上流土地改良区古宮堰・斉条堰・杣殿堰・小林堰・鯉沼堰・板橋堰管理規程を次のとおり認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 認可年月日

令和六年六月二十一日

二 管理規程の概要

イ 元荒川上流土地改良区安養寺堰管理規程

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- (2) 点検及び整備に関する事項
- (3) 緊急事態における措置に関する事項

ロ 元荒川上流土地改良区古宮堰・斉条堰・杣殿堰・小林堰・鯉沼堰・板橋堰管

理規程

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- (2) 点検及び整備に関する事項
- (3) 緊急事態における措置に関する事項

告 示

埼玉県告示第七百七十九号

測量計画機関である株式会社サラダボウルから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

株式会社サラダボウル

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

白岡市篠津北東部二期地区

四 作業期間

令和五年三月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘・上広谷地内

四 作業期間

令和六年五月二十三日から令和七年三月二十六日まで

告示

埼玉県告示第七百八十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	日高狭山線	狭山市大字根岸字田木前六七九番七地先から 同市大字根岸字三王塚六五一番六地先まで
県道	上尾久喜線	蓮田市大字根金字後塚一二二二番一地先から 白岡市下大崎字円明一〇二番一地先まで

二 指定する期日

令和六年七月一日

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和6年度職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 4,541台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年2月1日（土）から令和12年1月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 佐藤 電話048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月6日（火）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月5日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月6日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和6年8月6日（火）午後1時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月17日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年7月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 4,541 personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., August 6, 2024

By registered mail: 5:00 p.m., August 5, 2024

In person: 10:00 a.m., August 6, 2024

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and
Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年六月二十八日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
長瀬町	令和六年九月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	長瀬町中央公民館 駐車場
横瀬町	令和六年九月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	横瀬町総合福祉セ ンター駐車場
皆野町	令和六年九月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	皆野町役場駐車場
小鹿野町	令和六年九月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	小鹿野総合センタ ー駐車場
		令和六年九月六日	両神振興会館駐車 場

		狭山市								秩父市									
令和六年九月二十五日 及び同月二十六日		令和六年九月二十四日		令和六年九月十九日		令和六年九月十八日		令和六年九月十七日		令和六年九月十三日		令和六年九月十二日		令和六年九月十一日		令和六年九月九日及び 同月十日			
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午後一時から三時 まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			
農村環境改善セン ター駐車場		狭山市市民会館駐 車場		原谷公民館駐車場		尾田蒔公民館駐車 場		大田公民館駐車場		大滝振興会館駐車 場		秩父市役所吉田総 合支所駐車場		影森公民館駐車場		秩父市役所荒川総 合支所西側駐車場		秩父市役所秩父公 園側駐車場	

新座市	朝霞市	志木市	和光市	ふじみ野市	富士見市	狭山市
令和六年十月三十日及び同月三十一日	令和六年十月二十四日及び同月二十五日	令和六年十月二十二日	令和六年十月二十一日	令和六年十月十八日	令和六年十月十五日及び同月十六日	令和六年九月二十七日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
新座市民会館第二駐車場	朝霞市産業文化センター第二駐車場	志木市役所駐車場	和光市役所駐車場	ふじみ野市大井総合支所駐車場	ふじみ野市役所公用車駐車場	智光山公園正面駐車場

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和六年六月二十八日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びびょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
長瀬町	令和六年九月二日から同年十一月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
横瀬町	令和六年九月三日から同年十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	令和六年九月四日から同年十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小鹿野町	令和六年九月五日から同年十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
秩父市	令和六年九月九日から同年十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

新座市	朝霞市	志木市	和光市	ふじみ野市	富士見市	狭山市
令和六年十月三十日から令和七年一月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月二十四日から令和七年一月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月二十二日から令和七年一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月二十一日から令和七年一月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月十七日から令和七年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月十五日から令和七年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年九月二十四日から同年十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 藤倉吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡小鹿野町藤倉字境橋八四番 二地先から同郡同町日尾字暮坪一 七六三番一地先まで	秩父郡小鹿野町藤倉字境橋八四番 四地先から同郡同町日尾字暮坪一 七六五番三地先まで	区 間
九・六五〓三八・〇一	四・四五〓一九・八二	敷地の幅員 (メートル)
七二〇・五〇		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>藤倉吉田線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡小鹿野町藤倉字薬沢二五三三番一地从先から同郡同町藤倉字薬沢二四六八番一地从先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年六月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年三月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二六五・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	熊谷寄居線
供用開始の区間	深谷市本田字上宿四二六六番一地先から 同市本田字前八幡四二七七番一地先まで
供用開始の期日	令和六年六月二十八日
備考	平成二十四年一月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第三号及び令和四年十二月九日付け埼玉県熊谷県土 整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開 始である。 延長九十・八三メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 東武動物公園停車場線

三 道路の区域

<p>旧新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目一六二七 番地先から同郡同町杉戸二丁目一九 二六番地先まで</p>	<p>北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目一六二七 番地先から同郡同町杉戸二丁目一八 八三番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〇 三五・〇〇〇</p>	<p>八・三〇〇 九・五〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二六〇・〇〇〇</p>	<p>四九六・〇〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>令和六年六月二十八日付けで旧Aは、 杉戸町に引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県公営企業告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 工事概要等

(1) 工事名

総A除) 024大改第653号大久保浄水場薬品注入機械設備更新工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内

(3) 工事期間

契約確定の日から令和11年3月23日(金)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

老朽化が進行した大久保浄水場の薬品注入設備について更新を行い、浄水場機能の健全化を図るものである。

イ 工事内容

- (ア) 次亜塩素酸ナトリウム注入設備 貯槽(36m³) 6槽、小出し槽(1.5m³) 2槽、小出し槽(0.6m³) 2槽、注入ポンプ24台
- (イ) PAC注入設備 貯槽(220m³) 4槽、注入ポンプ6台
- (ウ) 苛性ソーダ注入設備 貯槽(40m³) 2槽、注入ポンプ4台
- (エ) 硫酸注入設備増設 貯槽(16m³) 1槽
- (オ) その他 上記に係る配管敷設・据付工事等一式

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

イ 本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム(情報共有システム)を活用する工事である。

ウ 本工事は、「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(発注者指定型)」の対象工事である。

エ 本工事は、受注者が希望する場合、契約後の受発注者協議に基づき、建設現場において「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる工事である。

オ 本工事は、立会人型電子契約(契約内容を記録した電磁的記録に対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。)

による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には当該利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和5年10月20日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver. 18（令和5年7月1日施行）、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ（自己採点併用発注者採点方式）

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

令和6年6月28日（金）から同年8月30日（金）まで

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社名又は本店住所の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、「電

子入札における紙入札の具体的方法」により、紙入札の手続きを行うこと。

なお、「電子入札における紙入札の具体的方法」は、埼玉県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>) に掲載する。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）の送付手続きについては、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム若しくは郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内に資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和6年7月1日（月）午前9時から同月23日（火）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和6年7月1日（月）午前9時から同月25日（木）午後5時まで

(5) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和6年7月30日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年8月8日（木）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年7月1日（月）午前9時から同月11日（木）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月10日（水）必着のこと。提出期限後に到着した場合には、回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な令和5・6年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月27日（火）午前9時から同月29日（木）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和6年8月30日（金）午後1時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特

定建設工事共同企業体取扱要綱（令和5年4月1日施行）（第7条第1項(1)及び(6)を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和3年度及び令和4年度に完成した埼玉県発注工事のうち、機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成21年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が13億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における機械設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有するこ

と。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

J V 構成員の契約額 = J V 契約額 × 出資割合

(JV実績の計算例)

5 億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70%）、
その他の構成員（出資比率30%）で施工した場合

代表構成員の実績 $5 \text{億円} \times 70 / (70 + 30) = 3.5 \text{億円}$

その他構成員の実績 $5 \text{億円} \times 30 / (70 + 30) = 1.5 \text{億円}$

イ その他構成員の施工実績は、契約の締結日にかかわらず平成21年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が2億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における機械設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における機械設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

また、専任の監理技術者等とは別に、工場製作を管理するために選定された監理技術者等を配置する場合は、この監理技術者等に経験は問わない。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、現場代理人との兼務を認めない。

オ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定により、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

なお、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

カ 追加技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第4号の規定により、現場代理人との兼務は認めない。

キ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

ク 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

コ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

サ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領の対象とする。

シ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

(6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和しない。

イ 工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間においては、現場での常駐を要しない。ただし、具体的期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常

駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。
- オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ク 経常建設共同企業体でないこと。
- ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基づ

き、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社

所在地 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準
設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿618 埼玉県大久保浄水場総務部
総務担当 電話048-856-5220（直通） 電子メールp5288419@pref.saitama.
lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和6年7月1日（月）午前9時から同月26日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

令和6年8月29日（木）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@p
ref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和6年8月29日（木）午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和6年8月29日（木）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和6年10月31日（木）までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名：埼玉県公営企業管理者 板東 博之

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金

融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和6年度 無し

令和7年度 契約金額の概ね10%

令和8年度 契約金額の概ね40%

令和9年度 契約金額の概ね40%

令和10年度 契約金額の概ね10%

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額

の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)及び低入札価格調査に係る事前申出書(同一ファイルでシートが分かれている様式)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム(電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等)により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札
- エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札
- オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札
- ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (オ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。
- イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 手続における交渉の有無

無

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和5年10月20日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

- (8) 詳細については、入札説明書に記載するところによる。

22 問合せ先

- (1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問い合わせ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿618 埼玉県大久保浄水場機械施設担当 電話048-856-5224（直通） 電子メールp5288417@pref.saitama.lg.jp

23 Summary

- (1) Nature of Services Required:

Maintenance of Chemical Injection System at the Okubo Water Filtration Plant

- (2) Submission Period for Application and Supporting Documents:

From 9:00 a.m. Monday, July 1 until 5:00 p.m. Tuesday, July 23, 2024

- (3) Submission Period for Additional Required Documents:

From 9:00 a.m. Monday, July 1 until 5:00 p.m. Thursday, July 25, 2024

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered

Mail:

From 9:00 a.m. Tuesday, August 27 until 3:00 p.m. Thursday, August 29, 2024

(5) Time and Date of Bid Opening:

1:30 p.m. Friday, August 30, 2024

(6) Contact Information:

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県公営企業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 7,398 トン（月間最大予定数量 1,598 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県公営企業告示第10号）に基づき、業種区分が「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措

置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日（金）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲載する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日（火）午前9時から令和6年8月26日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日（火）午前9時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和6年8月5日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類

を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 7,398 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 665 トン（月間最大予定数量 135 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分が「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日(金)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日(火)午前9時から令和6年8月26日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日(火)午前9時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 2 water filtration plants, total of 665 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,689 トン（月間最大予定数量 500 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

江南中継ポンプ所

高倉中継ポンプ所

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日（金）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日（火）午前9時から令和6年8月26日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限まで提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日（火）午前10時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和6年8月5日(月)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所

定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 4 water filtration plants and 2 relay pump stations,
total of 1,689 tons

(2) Delivery destinations:

Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants
Konan and Takakura Relay Pump Stations

(3) Delivery period: From October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants and relay pump stations.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 183 トン（月間最大予定数量 63 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認す

ること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日(金)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日(火)午前9時から令和6年8月26日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日(火)午前10時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額

に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Wet Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 183 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭） 627 トン（月間最大予定数量 141 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日(金)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日(火)午前9時から令和6年8月26日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日(火)午前11時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 627 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用濃硫酸 997 トン（月間最大予定数量 210 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：硫酸」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措

置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日（金）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日（火）午前9時から令和6年8月26日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日（火）午前11時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和6年8月5日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類

を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sulfuric Acid, 5 water filtration plants, total of 997 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 765 トン
（月間最大予定数量 139 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県公営企業告示第10号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日(金)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日(火)午前9時から令和6年8月26日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日(火)午後2時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただ

し、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Ultra-high Basicity Polyaluminium Chloride, 1 water filtration plant,
total of 765 tons

(2) Delivery destinations:

Showa Water Filtration Plant

(3) Delivery period: From October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to Showa water filtration plant.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭） 81 トン
（月間最大予定数量 21 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県公営企業告示第10号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和6年8月19日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和6年7月12日(金)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年8月20日(火)午前9時から令和6年8月26日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和6年8月27日(火)午後2時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

High-Performance Wet Powdered Activated Carbon, 1 water filtration plant,
total of 81 tons

(2) Delivery destination:

Okubo Water Filtration Plant

(3) Delivery period: From October 1, 2024 to March 31, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to Okubo water filtration plant.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on August 5, 2024

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on August 26, 2024

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和六年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人 狭山中央病院	埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	立 石 泰 広
埼玉県監査委員	日下部 伸 三

令和5年度財政的援助団体等監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

財政的援助団体等監査（基準第3条第1項第4号）

2 監査の対象

(1) 対象事務

令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 対象団体

- ア 出資団体 11団体
イ 指定管理者 17団体 25施設
ウ 補助金等交付団体 39団体

(3) 実施期間

令和5年9月4日～令和6年3月18日

3 監査の着眼点

(1) 出資団体については、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼とし、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意する。

(2) 指定管理者については、公の施設の管理が、管理に当たっての協定や条件として定められた基準などに従って適切に行われているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

(3) 補助金等交付団体については、県が財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って有効かつ効率的に執行されているか、補助事業等に係る契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査の結果

(1) 出資団体

監査対象団体	埼玉高速鉄道株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 令和5年 9月 7日 委員監査 令和5年10月 5日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 58,976,000,000円 ・ 団体の基本財産等 100,000,000円 ・ 県の出資割合 49.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県国際交流協会		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 令和5年11月7日 委員監査 令和6年2月13日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	200,000,000円	
	・団体の基本財産等	328,164,370円	
	・県の出資割合		60.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公立大学法人埼玉県立大学		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査 令和5年12月13日 委員監査 令和5年12月26日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	24,534,298,800円	
	・団体の基本財産等	24,534,298,800円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	地方独立行政法人埼玉県立病院機構（本部、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立小児医療センター）		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査 令和5年9月5日、10月6日、10月26日 委員監査 令和5年10月6日、12月7日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	17,789,630,288円	
	・団体の基本財産等	17,789,630,288円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業振興公社		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査 令和5年11月9日 委員監査 令和6年3月15日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	5,000,000円	
	・団体の基本財産等	5,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社		
所管部局	農林部		
監査実施日	職員調査 令和5年10月31日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	515,000,000円	
	・団体の基本財産等	981,437,000円	
	・県の出資割合		52.5%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県道路公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査 令和5年 9月29日 委員監査 令和5年12月 8日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	11,218,000,000円	
	・団体の基本財産等	12,058,000,000円	
	・県の出資割合		93.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	一般財団法人埼玉県河川公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査 令和6年 1月11日 委員監査 令和6年 2月13日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	18,000,000円	
	・団体の基本財産等	35,000,000円	
	・県の出資割合		51.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 令和5年12月 5日 委員監査 令和6年 2月20日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	150,000,000円	
	・団体の基本財産等	495,000,000円	
	・県の出資割合		30.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和5年10月19日	
	委員監査	令和5年12月8日	
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	40,000,000円	
	・団体の基本財産等	40,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県下水道公社		
所管部局	下水道局		
監査実施日	職員調査	令和5年9月8日	
	委員監査	令和5年10月17日	
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	55,030,000円	
	・団体の基本財産等	110,060,000円	
	・県の出資割合		50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

(2) 指定管理者

監査対象団体	NPO法人地域環境緑創造交流協会		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査	令和5年12月12日	
	委員監査	令和6年3月15日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	平和資料館	44,000,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査	令和5年11月30日	
	委員監査	令和6年2月13日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	県民活動総合センター	312,381,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和5年11月 2日 委員監査 令和6年 3月15日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉会館 246,656,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	アクティオ株式会社
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和5年12月 8日 委員監査 令和6年 3月19日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 生活科学センター 45,204,804円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年 1月23日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設上里学園 508,131,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年10月24日 委員監査 令和5年12月14日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設おお里 440,485,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和5年 9月 4日 委員監査 令和5年10月 5日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設いわつき	398,108,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和5年12月15日 委員監査 令和6年 2月26日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 精神保健福祉センター自立訓練施設	21,010,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和5年12月19日 委員監査 令和6年 3月11日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 産業文化センター	105,897,540円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年12月 5日 委員監査 令和6年 2月20日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたまスーパーアリーナ	85,471,210円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年11月 1日 委員監査 令和6年 3月11日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 熊谷スポーツ文化公園	546,446,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年11月17日 委員監査 令和5年12月14日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 こども動物自然公園	549,196,530円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年 9月26日 委員監査 令和5年10月27日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 加須はなさき公園	147,572,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年 1月19日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 川越公園	89,480,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年 1月16日 委員監査 令和6年 2月16日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 しらこぼと公園	110,033,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	日本環境マネジメント株式会社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年 1月12日 委員監査 令和6年 1月19日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 吉見総合運動公園	46,160,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生態系保護協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年 1月30日 委員監査 令和6年 2月22日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 荒川大麻生公園	16,882,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	和光樹林公園パートナーズ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年12月20日 委員監査 令和6年 1月 9日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 和光樹林公園・新座緑道	31,922,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	彩の森入間公園パートナーズ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年11月16日 委員監査 令和5年12月 7日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の森入間公園	38,768,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年 1月25日 委員監査 令和6年 2月13日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 権現堂公園	91,325,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年10月19日 委員監査 令和5年12月11日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 特別県営住宅	94,667,773円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和5年10月19日 委員監査 令和5年12月26日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 特定公共賃貸住宅	1,632,491円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	名栗フィールドパートナーズ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 令和5年11月10日 委員監査 令和5年12月14日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 名栗げんきプラザ	99,119,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社サンアメニティ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 令和5年10月11日 委員監査 令和5年11月22日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 長瀬げんきプラザ	75,282,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人自由の森学園	
所管部局	総務部、環境部	
監査実施日	職員調査 令和6年 3月 7日 委員監査 令和6年 3月25日（書面）	
財政的援助等の内容	(自由の森学園中学校・高等学校) 1 私立学校（高等学校等）運営費補助金 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 3 民間事業者CO ₂ 排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）	257,362,000円 27,589,330円 2,300,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人秋草学園
所管部局	総務部、環境部、福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月16日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	（秋草学園高等学校） 1 私立学校（高等学校等）運営費補助金 249,207,772円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 64,237,784円 （秋草学園短期大学） 1 民間事業者CO ₂ 排出削減設備導入補助金（緊急対策枠） 610,000円 （秋草学園福祉教育専門学校） 1 私立学校（専修・各種学校）運営費補助金 2,322,100円 2 専門学校授業料等減免費補助金 3,270,100円 3 介護福祉士養成施設留学生日本語学習等支援事業補助金 130,152円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人小松原学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 2日 委員監査 令和6年 2月20日（書面）
財政的援助等の内容	（叡明高等学校、浦和麗明高等学校） 1 私立学校（高等学校等）運営費補助金 565,050,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 234,388,750円 3 私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金 288,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人聖望学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月19日 委員監査 令和6年 2月26日（書面）
財政的援助等の内容	（聖望学園中学校・高等学校） 1 私立学校（高等学校等）運営費補助金 350,518,606円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 63,922,520円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人東京成徳学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 1月31日 委員監査 令和6年 3月13日（書面）
財政的援助等の内容	（東京成徳大学深谷中学校・高等学校） 1 私立学校（高等学校等）運営費補助金 376,080,176円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 85,289,530円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人三幸学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月20日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）	
財政的援助等の内容	（大宮こども専門学校、大宮医療秘書専門学校、大宮ビューティー&ブライダル専門学校、大宮スイーツ&カフェ専門学校） 1 私立学校（専修・各種学校）運営費補助金 36,874,900円 2 専門学校授業料等減免費補助金 100,680,500円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人所沢文化幼稚園	
所管部局	総務部、環境部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月14日 委員監査 令和6年 2月26日（書面）	
財政的援助等の内容	（所沢文化幼稚園、所沢第二文化幼稚園他2施設） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 106,394,900円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 392,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（感染症対策） 392,000円 4 みどりいっぱいのお庭・校庭維持管理補助金 120,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人ヨハネ学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 3月 1日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）	
財政的援助等の内容	（白岡天使幼稚園、菁莪幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 84,377,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 4,312,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人平原学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月21日 委員監査 令和6年 2月26日（書面）	
財政的援助等の内容	（春日部成就院幼稚園、姫宮成就院幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 81,084,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 14,896,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（感染症対策） 1,000,000円 4 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 115,300円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人前島学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 8日 委員監査 令和6年 2月26日 (書面)	
財政的援助等の内容	(上尾寿幼稚園、上尾寿第二幼稚園) 1 私立学校 (幼稚園) 運営費補助金 76,986,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 1,960,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備補助金 (感染症対策) 226,000円 4 私立幼稚園ICT化支援補助金 221,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人植竹学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月27日 委員監査 令和6年 3月13日 (書面)	
財政的援助等の内容	(越谷わかば幼稚園、大袋わかば幼稚園) 1 私立学校 (幼稚園) 運営費補助金 75,821,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 392,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 (遊具等) 1,005,000円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 (感染症対策) 1,000,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人朝霞たちばな学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 7日 委員監査 令和6年 2月26日 (書面)	
財政的援助等の内容	(朝霞たちばな幼稚園) 1 私立学校 (幼稚園) 運営費補助金 73,842,000円 2 私立幼稚園等緊急環境整備補助金 (感染症対策) 31,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人戸井田学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月27日 委員監査 令和6年 3月11日 (書面)	
財政的援助等の内容	(伊奈はなぞの幼稚園) 1 私立学校 (幼稚園) 運営費補助金 63,296,000円 2 私立幼稚園等緊急環境整備補助事業 (感染症対策) 500,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備補助事業 (遊具等) 628,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人古里学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 1月30日 委員監査 令和6年 2月16日（書面）
財政的援助等の内容	（ふるさと幼稚園、大古里育ちの森幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 60,821,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 4,312,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 10,400円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人藤原学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月22日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	（藤原白百合幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 59,471,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 1,568,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業（感染症対策） 372,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人むさしの学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月13日 委員監査 令和6年 2月20日（書面）
財政的援助等の内容	（やなぎ幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 57,321,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 2,352,000円 3 私立幼稚園等緊急環境対策費（感染症対策） 210,000円 4 私立幼稚園ICT化支援補助金 205,000円 5 私立幼稚園等緊急環境整備補助金（遊具等） 75,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人美濃部学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月13日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	（みのべ幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 57,155,000円 2 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（感染症対策） 500,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助金） 15,600円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人並木学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 5日 委員監査 令和6年 2月20日（書面）
財政的援助等の内容	（なみきの幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 56,764,000円 2 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（感染症対策） 680,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人深井学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 3月 5日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	（明和幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 54,333,000円 2 こどもの安心・安全対策支援事業費補助金 874,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金(感染症対策) 252,000円 4 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 13,200円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人松沢学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和6年 3月 6日 委員監査 令和6年 3月15日（書面）
財政的援助等の内容	（松沢幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 53,559,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人朝霞学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月21日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）	
財政的援助等の内容	（菩提樹の森幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 52,323,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 2,352,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業（感染症対策） 218,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人若山学園	
所管部局	総務部、福祉部	
監査実施日	職員調査 令和6年 1月25日 委員監査 令和6年 3月15日（書面）	
財政的援助等の内容	（森の詩幼稚園、緑の詩保育園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 52,182,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 1,568,000円 3 私立幼稚園緊急環境整備費補助金（感染症対策） 500,000円 4 私立幼稚園ICT化支援事業補助金 700,000円 5 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計費急変世帯に対する補助） 47,760円 6 社会福祉施設キャリアアップ事業補助金 40,000円 7 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（遊具等） 628,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人上松学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 8日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）	
財政的援助等の内容	（カオル幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 51,239,000円 2 私立幼稚園緊急環境整備費補助金（感染症対策） 446,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人上尾田中学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 6日 委員監査 令和6年 2月20日（書面）	
財政的援助等の内容	（みやした幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 51,145,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 6,272,000円 3 こどもの安心・安全対策支援事業費補助金 525,000円 4 私立幼稚園緊急環境整備費補助金（感染症） 169,000円 5 私立幼稚園緊急環境整備費補助金（遊具等） 114,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人鴻巣佐藤学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 1日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）	
財政的援助等の内容	（鴻巣幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 50,209,000円 2 私立幼稚園緊急環境整備費補助金（感染症対策） 464,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計費急変世帯に対する補助） 49,920円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人久喜同仁会	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和6年 3月 8日 委員監査 令和6年 3月15日（書面）	
財政的援助等の内容	（ケアハウス鶴寿の里他8施設） 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 35,764,384円 2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 1,218,000円 3 高齢者施設等職員の頻回検査実施事業費補助金 3,532,000円 4 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 4,635,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人武蔵野福祉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月15日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	（ケアハウスエコーの丘他5施設） 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 31,669,512円 2 介護職員処遇改善支援補助事業 2,056,218円 3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 1,603,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人朋映会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年 3月 4日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	（春日部勝彩園） 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 32,035,823円 2 訪問系介護事業所における安全確保対策推進事業補助金 25,000円 3 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 9,602,000円 4 介護職員処遇改善支援補助事業費補助金 2,228,537円 5 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 2,004,000円 6 介護ロボット普及促進事業費等補助金 651,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人隆信会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月 6日 委員監査 令和6年 2月16日（書面）
財政的援助等の内容	（新座ライフ） 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 39,637,000円 2 介護職員処遇改善支援補助事業費補助金 567,530円 3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 1,773,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	メディカル・ケア・サービス株式会社
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月26日 委員監査 令和6年 3月11日（書面）
財政的援助等の内容	（愛の家グループホーム和光中央他59事業所） 1 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 78,430,000円 2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 4,111,000円 3 介護職員処遇改善支援補助事業費補助金 55,403,816円 4 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 9,657,000円 5 介護ロボット普及促進事業費等補助金 2,430,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社SOYOKAZE
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年 2月29日 委員監査 令和6年 3月15日（書面）
財政的援助等の内容	（行田ケアセンターそよ風他304事業所） 1 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 50,714,000円 2 介護職員処遇改善支援補助事業費補助金 76,166,191円 3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 26,480,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社日本医科学研究所
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和6年 3月11日 委員監査 令和6年 3月25日（書面）
財政的援助等の内容	（日本医科学研究所） 1 PCR検査等無料化事業補助金 121,370,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社ケアプラス
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和6年 3月12日 委員監査 令和6年 3月25日（書面）
財政的援助等の内容	（ちやの花薬局） 1 PCR検査等無料化事業補助金 24,186,610円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社かくの木		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査	令和6年	3月14日
	委員監査	令和6年	3月25日（書面）
財政的援助等の内容	（かくの木薬局）		
	1 PCR検査等無料化事業補助金		14,395,819円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	BFC株式会社		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査	令和6年	3月18日
	委員監査	令和6年	3月29日（書面）
財政的援助等の内容	（ふれあい薬局岩槻店）		
	1 PCR検査等無料化事業補助金		68,195,928円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	東松山市商工会		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査	令和6年	2月15日
	委員監査	令和6年	3月11日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金		42,941,718円
	2 中小企業経営力向上事業費補助金		880,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	飯能商工会議所		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査	令和6年	2月19日
	委員監査	令和6年	3月11日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金		39,649,778円
	2 中小企業経営力向上事業費補助金		408,320円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	鶴ヶ島市商工会		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査	令和6年	1月29日
	委員監査	令和6年	3月11日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金		33,474,511円
	2 中小企業経営力向上事業費補助金		204,780円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	ヤマト運輸株式会社		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査	令和6年 2月 9日	
	委員監査	令和6年 3月 5日 (書面)	
財政的援助等の内容	1 埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金		70,820,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に
関する報告を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

令和5年度第4回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和4年度、令和5年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 140 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和5年11月16日～令和6年1月31日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南西部地域振興センター、県央地域振興センター、西部地域振興センター
総務部	さいたま県税事務所、川口県税事務所、所沢県税事務所、東松山県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
環境部	西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所
福祉部	発達障害総合支援センター、精神保健福祉センター、南児童相談所、所沢児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、草加保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門校、川口高等技術専門校
農林部	秩父農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、茶業研究所
県土整備部	総合技術センター
都市整備部	川越建築安全センター
教育委員会	南部教育事務所、西部教育事務所、嵐山史跡の博物館、文書館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮中央高等学校（通・定）、大宮東高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、川口高等学校、川口工業高等学校、川口東高等学校、川越工業高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、北本高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸西高等学校、狭山工業高等学校、志木高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、常盤高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、与野高等学校、和光高等学校、蕨高等学校、上尾かしの木特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、川口特別支援学校、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学

	校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、戸田かけはし高等特別支援学校、蓮田特別支援学校、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、朝霞警察署、新座警察署、上尾警察署、東入間警察署、西入間警察署、小川警察署、越谷警察署、吉川警察署

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会教育長及び埼玉県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	和光特別支援学校	令和6年3月5日 (第495号)	<p>日額の会計年度任用職員(調理補助員)の報酬について、少なくとも令和4年度内に22日間にわたり勤務実態のない休日を支給対象として支出していたことは、著しく不適切であった。令和3年度以前も含め、同様の取扱による過支給額を確認の上、速やかに戻入処理すべきである。</p> <p>また、報酬の支給に当たり、チェック体制や職員に対する管理監督等が不十分であり、不適正な事務の管理執行体制となっていた。</p>	<p>過支給額を確認した結果、令和2年度から令和4年度に過支給があり、その合計額は474,235円であった。令和6年2月8日に調定し、令和6年2月17日までにすべて戻入された。</p> <p>再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬支給事務に関する正確な知識を習得するため、所属の出納員(事務長)が事務職員全員に対し会計年度任用職員の取扱要綱及び運用通知を用いて研修を行い、適正な執行を徹底した。 2 勤務条件通知書の勤務時間等を記載する欄に、給食実施計画で予定された日及び臨時で給食を実施する日のみを勤務の日とすることを明記して、日額報酬の支給対象日を明確にすることとした。 3 報酬の支給決定に当たっては、要綱、運用及び手引きを必ず確認した上で行うこととした。 4 給与管理システムに勤務実績を入力する前、支給明細送信時、及び毎月の自己検査の際に、支給対象日及び支給金額に誤りがないことを複数の職員で確認することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	飯能県土整備事務所	令和6年3月5日 (第495号)	令和4年度及び令和5年度の「産業処理業務委託(単価契約)(役務費)」において、契約書に記載していない種類の産業廃棄物の処理を委託していたことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に照らし不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 道路上の落下物等を回収した場合において分別を徹底した。 2 県から「産業廃棄物収集・運搬業者」(受注者)への引渡しにおいて、契約していない種類の産業廃棄物が含まれてないか再度契約書との整合性を確認することとした。 3 廃棄物処分発注書に契約で取扱う産業廃棄物を明記した。
県土整備部	総合治水事務所	令和6年3月5日 (第495号)	令和5年度に締結した「河川維持修繕工事(新方川樋管昇降階段移設工)603」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 所内職員全員を対象に請書等の徴取について財務研修を実施した。 2 応急修繕工事等の発注時の起案理由に請書徴取の必要の有無について記載することとした。 3 支出負担行為兼支出命令時に確認する財務チェックシートの中に請書についての項目を追記した。
教育委員会	さきたま史跡の博物館	令和6年3月5日 (第495号)	令和5年度分の園地管理業務委託(1~8工区)、刈草処分業務委託、園地管理業務委託(樹木剪定)の計10件の契約について、予定価格調書を封書していなかったことは不適切な事務処理であった。	再発防止のため、監査結果及び経緯を所属内の全職員に周知するとともに、次の取組により事務処理の適正化を図ることとした。 1 出納総務課の財務研修資料及び入札課の入札事務担当者研修資料を基に、事務職員全員が自主研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 館長が作成・封入した予定価格調書について、封入と金庫への保管を必ず複数職員で確認することや、財務に関するチェックシート(契約編)にその旨を追加し、執行伺の時点で確認することとした。

教育委員会	上尾高等学校	令和6年3月5日 (第495号)	<p>検定等に係る行政財産使用許可に伴う管理費（電気料）について、夏季や冬季に使用した際、冷暖房設備の使用料を徴収していないことから、徴収額が過少となったことは不適切であった。</p> <p>また、使用許可に当たり、冷暖房の使用を確認していなかったことは不適切であった。</p>	<p>徴収額が過少となっていた令和4年度、5年度分の12件について、正規の管理費との差額を追加請求し、全額納付された。</p> <p>再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政財産使用許可の管理費算出に関して、改めて事務職員全員が使用許可関係のマニュアルを精読することにより、正確な知識の習得に努めた。 2 空調設備の設置された場所に係る使用料算定を行う際は、冷暖房の使用の有無を使用者に必ず確認することとした。 3 行政財産使用許可手続きの際には起案・決裁文書に冷暖房使用の有無を明確にし、「行政財産使用料算定チェックシート」を活用し、複数の職員で管理費算出が適正に行われているか確認を徹底することとした。 4 毎月行う自己検査の項目に冷暖房使用の有無を確認する項目を追加し、複数の職員がチェックすることで、漏れや誤りがないか確認を徹底することとした。
教育委員会	川越特別支援学校	令和6年3月5日 (第495号)	<p>令和5年度の都市ガス受給契約に係る一般競争入札について不落となったが、予定価格を変更しないまま応札者から提出された当初入札額と同額の見積書をもって契約を締結したことにより、結果として契約額が予定価格を超過したことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な契約事務執行を習得するため、出納総務課の財務研修（契約編）テキストを用いて所属の出納員（事務部長）が事務職員全員に対し契約事務及び入札についての研修を実施した。 2 入札事務（都市ガス）において、注意すべき事項を記載したマニュアルを作成し、担当者の入札事務執行時の確認を徹底することとした。 3 落札者決定時のチェック項目一覧を作成し、執行担当者及び立会担当者の両名でのチェックを徹底することとした。

警察本部	飯能警察署	令和6年3月5日 (第495号)	令和5年度に締結した「非常用発電設備修繕」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約書の作成を要しない場合も執行所に「契約事務チェックリスト」を添付して複数の経理員で確認するとともに、自己検査のチェックリストに請書を徴すべき要件等を追記して再確認するなどチェック体制を強化した。 2 会計課員を対象とした署内講習を実施し、経理員チェックの重要性の理解を深めるとともに、契約手続に関する知識の向上を図った。
------	-------	---------------------	---	--

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第二項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

令和5年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第2項、埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

2 特定事務（テーマ）の設定

新型コロナウイルス感染拡大防止策について ～ウイズコロナが求められる中で、これまでの検証や今後を見据えた取組～

（設定理由）

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月に埼玉県内で初めて陽性者が確認されて以降、令和4年8月5日には一日当たりの新規陽性者数が最多の13,991人となるなど、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ変更されるまで、8回にわたり大きな感染の波があった。

埼玉県では各方面の関係機関や関係者との連携、県民や事業者の協力の下、様々な対策を全力で取り組んでおり、令和4年度の埼玉県一般会計歳出予算においても約3,400億円超を計上している。その一方、関係予算の主な財源となる国の交付金を対象とした会計検査院による検査が全国で実施されており、令和5年11月7日に公表された「令和4年度決算検査報告」では、交付金の対象とならない経費を含めていたものや補助上限額を超えて交付金が交付されていたものなど、新型コロナウイルス感染症対策交付金を対象とした不当事項が複数報告されている。

そこで、本監査においては、これまでの定期監査や令和5年度財政的援助団体監査とも連動させながら、新型コロナウイルス感染拡大防止策をテーマとする。

3 監査の対象

（1）対象事務

本テーマに係る多岐多様にわたる埼玉県の対策のうち、事業規模等を考慮し、次の令和4年度の事務の執行等の一部を対象事務として実施する。

ア 検査・医療提供体制の確保・強化

- ① PCR検査等無料化事業
- ② 不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査

イ 感染者のフォローアップ体制や軽症者等の療養体制の確保

- ① 軽症者等の宿泊施設の確保
- ② 自宅療養者支援センターの運営

ウ 福祉施設における感染拡大防止対策

- ① クラスタ対策 COVMAT

- ② アドバイザリーボード
- ③ オンライン感染管理支援 eMAT
- ④ 高齢者施設リリーフナース事業
- ⑤ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る施設整備及び事業継続の補助事業（県単分）

(2) 対象機関

本庁4機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
福祉部	高齢者福祉課、少子政策課
保健医療部	感染症対策課、健康長寿課

(3) 実施期間

令和5年12月14日～令和6年2月1日

4 監査の着眼点

(1) 着眼点

監査対象機関における対象事務の執行等についての監査は、県の単独事業を中心に、以下の項目について、法令等に従って適正に処理されているか、費用対効果に配慮したものとなっているか、あるいは所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性に加え、合規性、正確性の観点に着眼して実施する。

- ① 契約や補助金交付は適正に行われているか
- ② 目的に照らし実施効果は確保されているか

(2) 確認事項

(1) の着眼点に基づき、下表のとおり、確認事項を整理し監査を行った。

着眼点	主な確認事項
契約や補助金交付は適正に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に係る一連の手続きは適正か ・ 随意契約による場合、法令等に照らし適正か ・ 契約に係る実施時期や実施範囲は適正か ・ 補助金交付に係る一連の手続きは適正か ・ 補助金交付の制度設計は適切、妥当なものとなっているか ・ 補助金交付に係る実施時期や実施範囲は適正か ・ 支払遅延が生じていないか
目的に照らし実施効果は確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の履行状況・履行確認は適切か ・ 契約の履行により実施効果は所期の目的を充足しているか ・ 補助金の交付により所期の目的に沿った実施効果は得られているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・対策に係る関係機関との役割分担は適切か ・所期の目的に照らし対策の実施効果は十分得られているか
--	---

5 監査の実施内容

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

区分	実施時期	実施手法
職員予備監査	令和5年12月20日～令和6年1月31日	書面
委員監査	令和6年2月1日	実地

6 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、その他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項及び監査結果の報告に添える意見については、次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 3件（4機関）

番号	部局	機関	意見内容
1	保健医療部	感染症対策課	<p>【緊急時における迅速な発注業務】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止策においては、第一に県民の生命や生活を守ることを使命とした様々な対策や業務の遂行を余儀なくされた。その中で緊急時に必要となる</p>

			<p>業務委託や賃貸借、備品等の購入などの発注業務においては、迅速性が強く求められるところである。</p> <p>例えば、宿泊療養施設の確保における県内のホテル等の借上げや自宅療養者への支援に係る備品購入など、県民の不安を少しでも早く払拭することを念頭に、必要に応じた発注業務を適時・的確に実施しなければならない。</p> <p>これらの発注業務は、過去に例のない県民の生命や生活を守るという高い緊急性における迅速な対応として適切なものであった。</p>
2	福祉部 保健医療部	高齢者福祉課 感染症対策課	<p>【継続的な関係機関との連携の確保】</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、世界各地で感染が拡大し、埼玉県でも様々な分野にわたり拡大防止策を講じてきた。その対策は、県の行政機関のみでは到底対応できるものではなく、県民や医療機関をはじめ、事業者や各種団体、国や市町村など多くの機関の協力を必要とするものであった。</p> <p>本県では対策を進める上で、特に重症化リスクの高い高齢者等への対策などに力を注ぎ、その中で、福祉施設における感染拡大対策ではクラスター対策チーム COVMAT、オンライン感染管理支援 eMAT などの対策を医療機関や関係団体等と綿密に連携しながら感染の拡大に努め、大きく貢献されている。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症のような事態が再び起こりうる可能性があることを想定すると、様々な機関や団体等とともにワンチームで取り組むことが重要であることから、平時における確認など、継続的な連携の確保に努めていただきたい。</p>

3	福祉部 保健医療部	高齢者福祉課 少子政策課 感染症対策課 健康長寿課	<p>【得られた知見と経験、検証結果の引継ぎ】</p> <p>令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更されたものの、いまだ収束には至っていない。</p> <p>県では、5類への変更を一区切りとして、令和5年12月に「新型コロナウイルス感染症対策～埼玉県の取組～」により、得られた知見や経験を取りまとめており、未知なるウイルスに対し、また、状況が次々と変化していく中で、医療・福祉関係者や県民、事業者の方々の多大な協力の下、県庁がワンチームとなって、知恵を絞り、感染防止に全力で取り組んできたことが伺える。</p> <p>本書でも触れているとおり、今後、同様な事態が再度発生する可能性は否定できない。この経験や検証結果を風化させずにしっかりと引き継ぎ、今後とも県民の生命を守り、生活を全力で支えていただきたい。</p>
---	--------------	------------------------------------	--

7 他監査等の状況

新型コロナウイルス感染拡大防止策は、本監査の対象機関のほか、知事部局、企業局、下水道局、各種行政委員会、教育委員会及び警察本部の全機関においても取り組んでおり、定期監査等を通じて実施状況を確認している。

(1) 定期監査

本監査の対象機関を含む全部局を対象として毎年度実施している定期監査において、各対象機関における新型コロナウイルス感染症対策に係る財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が適切に行われているか確認したところ、不適正な事項は認められなかった。

なお、各年度の監査結果については、それぞれ年4回に分けて公表している。

(2) 決算審査

令和4年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計）審査において、新型コロナウイルス感染症対策を含む対象年度における決算計数に誤りはないか、収入及び支出の事務は適正に行われたかなどを確認している。

この審査結果の意見として、「収入未済額の縮減について」を留意又は改善を要する事項の一つに挙げており、一般会計における諸収入の収入未済額が増加している主な要因として、新型コロナウイルス感染症対策に係る「埼玉県感染防止対策協力金」の返還金の未収金によるものとして、以下の意見を付して、令和5年9月14日に公表している。

（留意又は改善を要する事項の抜粋）

収入未済額の増加のうち主なものは、一般会計では諸収入1億9,954万円増であり、主に埼玉県感染防止対策協力金の返還金の未収金によるものである。納入義務者の経済状況を正確に把握

し、確実に返還を求める必要がある。また、コロナ禍において緊急に大量の件数を迅速に処理する必要があったことは認めるが、後日返還を求める事態になったことを踏まえると、同様な事態の発生に備えて審査体制の在り方など、改善点を共有すべきである。

(3) 財政的援助団体監査

「PCR等検査無料化事業」について、全国的に補助金の不正受給発覚による交付決定の取り消しや交付額の返還が複数発生していることを踏まえ、令和5年度の財政的援助団体監査において、令和4年度に実施した「PCR等検査無料化事業補助金」の受給団体を対象に、PCR等検査無料受検者（約150万人）の受検データを解析し、受検行動（回数及び頻度）が他と著しく異なるものを抽出して当該者に係る補助金を受給した法人等を選定して監査を実施したところ、不適正な事項は認められなかった。この監査を通じて得られた解析データや対象法人等については、本監査の対象機関である感染症対策課に適宜情報提供している。

なお、感染症対策課においては、補助金の交付申請書や実績報告を分析し、令和5年3月に不正に補助金を受給した1者に登録取り消しを行うほか、令和6年3月にも3者に対し交付決定の取り消しを行っている。

告示

埼玉県労働委員会告示第三号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、さいたま市水道事業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。）について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、令和六年六月二十日次のとおり認定したので、告示する。

なお、平成二十二年埼玉県労働委員会告示第二号は廃止する。

令和六年六月二十八日

埼玉県労働委員会会長 青木孝明

勤務箇所	職名
さいたま市 水道局	局長、理事、部長、副理事、次長、参事、課長、所長、水道工事検査監、副参事、総合調整幹、調整幹、業務部水道総務課の課長補佐、主幹、専門幹（主幹及び専門幹は、人事、給与及び労働関係担当の者に限る。）、総務係長及び職員係長、経営企画課の課長補佐、主幹、専門幹及び経営企画係長、水道財務課の課長補佐、主幹、専門幹及び財務係長、管財課の課長補佐、主幹及び専門幹、業務部水道総務課職員係の主査